

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待から子どもを守る

子どもへの虐待が、大きな社会問題となっています。児童虐待は、子どもの心と体に深い傷を残し、心身の成長と人格の形成に大きな影響を及ぼします。また、次世代に引き継がれてしまう恐れもあります。

市では、家庭児童相談室を中心に、親や子どものケアを行うなど、児童虐待の防止・対応に取り組んでいます。また、児童相談所、警察、学校、病院などの関係機関が連携し、スムーズな対応が取れるよう「児童虐待対策地域協議会」を設置しています。

人さまざまな問題が背景に

児童虐待は、親や養育者などが、子どもを言葉（＝心理的虐待）や暴力（＝身体的虐待）などで傷つけたり、食事の世話などをせずに放置したりする（＝ネグレクト）ことです。背景には、親や子ども、家庭などが抱えるさまざまな問題があり、また、それらが重なり合っていることもあります。傾向として、核家族化で身近に育児の相談ができる人が減ったことなどによ

る、育児不安やストレスが挙げられています。

気軽に相談を

子育てに不安やストレスを感じたら、家庭で抱え込まないで、気軽に家庭児童相談室などにご相談ください。

早期発見に協力を

学校や児童福祉施設の職員、医師など、虐待を発見しやすい立場の人は早期発見に努めること、また、市民が虐待を発見した場合、市や児童相談所などへ連絡することが法律で定められています。虐待を未然に防ぐためには、「早期発見と早期対応」が重要です。

みんなで児童虐待の防止に取り組む、子どもたちを明るく健やかに育てていきましょう。

〈相談・通報先〉

市役所社会福祉課児童班

☎ 62-8012

家庭児童相談室

☎ 62-5362

銚子児童相談所

☎ 0479-2310076

◆児童虐待早期発見のためのチェックリスト◆

【子どもの様子】

- ☐ 不自然な外傷がある。特に首や顔の傷やアザ、やけどなど。
- ☐ 極端にやせているなど、栄養失調状態にある。
- ☐ 不自然な時間に徘徊している。
- ☐ 季節に合わない服装や、衣類や身体が極端に不潔である。
- ☐ 常におなかをすかせていて、食べ物を与えるとガツガツ食べる。
- ☐ 学校に行く姿を見かけない。
- ☐ 悪質ないたずらや万引きを繰り返す。
- ☐ 大人の顔をうかがう。
- ☐ 家に帰りがらない。
- ☐ 年齢に合わない性的な遊びをする。

【保護者の様子】

- ☐ 子どもが病気やけがをしても、医者に見せようとしない。
- ☐ 小さな子どもを置いたまま頻繁に外出している。
- ☐ 心身の状態が悪く（慢性疾患・精神疾患など）、子育てが負担になっている。
- ☐ 地域や親族との交流がなく、孤立している。
- ☐ 経済的に困っている。（転職や失業を繰り返す、借金など）
- ☐ 夫婦や家族関係がうまくいっていない。
- ☐ 極端に偏った育児観や教育観の押し付けや、体罰を肯定している。
- ☐ 子どもの養育に無関心で、食事をきちんとさせないなど、子どもを放置している。
- ☐ 家庭から頻繁に怒鳴り声や不自然な物音が聞こえる。

夫や恋人からの暴力に悩んでいませんか？

11月12日～25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」です

DV（ドメスティックバイオレンス）とは？

夫や恋人など「親密な」関係にある人から振るわれる暴力をDVといいます。「親密な」関係には、結婚している夫だけでなく、同棲相手やボーイフレンド、婚約者、付き合っている男性、別れた夫や恋人なども含みます。たとえ夫婦間であっても暴力は重大な人権侵害であり、

犯罪行為です。

もしも、あなたが身近な人からの暴力で悩んでいるなら、ひとりで悩まず相談してください。

DVの形態

身体的暴力／なぐる、ける、つねる、物を投げつける、刃物で脅すなど

精神的暴力／何を言っても無視する、大声で怒鳴る、なぐるふりをする、ののしるなど

〈相談窓口〉

市役所社会福祉課児童班

☎ 62-8012

千葉県女性サポートセンター

☎ 043-302-1015

海匠健康福祉センター

☎ 0479-2213101

経済的暴力／生活費を渡さない、外で働くことを妨害する、家計を厳しく管理するなど

性的暴力／性行為を強要する、望まない妊娠や中絶など

子どもを巻き込んだ暴力／子どもにも暴力を見せる、子どもを危険な目にあわせる、子どもにも暴力をふるう、脅すなど